

# 福岡市産休明けサポート事業助成金交付要綱

## (通則)

第1条 福岡市産休明けサポート事業助成金の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

## (目的)

第2条 福岡市産休明けサポート事業（以下「事業」という。）は、産休明けに乳児を保育することができない者に、ベビーシッターを短期派遣することにより、保護者の子育てを支援し、もって児童福祉の向上に資することを目的として実施する。

## (定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 産休明け 産後8週間を経過した後のことをいう。
- (2) 保護者 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条第1項に規定する保護者のうち、本市に居住し、生後8週間を超え3か月までの乳児（以下「乳児」という。）を保育することができない者であって、福岡市の保育施設等利用要件を満たす者をいう。
- (3) 事業者 公益社団法人全国保育サービス協会に加盟し、登録されている市内のベビーシッター事業者のうち本市が指定する事業者をいう。

## (利用対象者)

第4条 利用対象者は、産休明けに乳児の保育ができないと認められる保護者で、本事業の利用申込を行った者とする。

## (派遣期間と派遣時間)

第5条 助成の対象となる派遣期間は、産休明けから、生後3か月経過後の直近の保育施設等利用開始基準日までの間とする。なお、保護者が乳児を保育することができない場合の日・祝日の派遣についても助成の対象とする。

2 助成の対象となる派遣時間は午前7時から午後8時までの間のうち、10時間以内とする。

## (事業者の派遣者)

第6条 事業者が派遣するベビーシッターは、保育士又は看護師の資格を有する者とする。  
2 事業者が派遣するベビーシッターと派遣事業の対象となる保護者とは三親等以内の親族関係に無いものとする。

## (ベビーシッターが行う業務内容)

第7条 ベビーシッターが行う業務の内容は、保護者の依頼を受けてその居宅において直接乳児の保育サービスを行うものとし、家事労働や乳児以外の者の食事の世話など、乳児の保育以外については行わないものとする。

## (助成対象経費)

第8条 事業者が第4条の利用対象者にベビーシッターを派遣した場合、市長は事業者に対し、その費用の一部を助成する。

(助成額及び保護者負担額)

第9条 乳児1人あたりの事業の助成額及び保護者負担金の額は、別表第1のとおりとする。なお、双子を保育する場合には、別表第1の助成額及び保護者負担額にそれぞれ半額を上乗せするものとする。

(事業利用の手続き)

第10条 保護者は、事業を必要とする場合には、生後3か月経過後からの保育施設等利用のため、あらかじめ希望する保育施設等のある区の福祉事務所に支給認定申請書兼保育施設等利用申込書（福岡市子ども・子育て支援法施行細則第5条第2項に定める様式第2号。以下「保育施設等利用申込書」という。）を提出するものとする。

2 保護者は、保育施設等利用申込書が福祉事務所で受理された後、事業者に対し産休明けサポート事業利用申込書（様式1）を提出のうえ、ベビーシッター派遣の依頼を行うものとする。

3 福祉事務所長は、本事業の利用を希望する保護者から受理した保育施設等利用申込書の写しを市長に提出するものとする。

(保護者の事業辞退)

第11条 保護者は事業を辞退する場合には、事業者に対し、事業の辞退届（様式2）を提出しなければならない。

2 事業者は、前項により辞退届（様式2）の提出を受けたときは、速やかにこれを市長に提出しなければならない。

(助成金の交付申請)

第12条 助成金の交付を受けようとする事業者は、原則として、利用開始の14日前までに次の各号に掲げる書類を、市長に提出しなければならない。

- (1) 産休明けサポート事業利用申込書（様式1）
- (2) 産休明けサポート事業助成金交付申請書（様式3）
- (3) 役員名簿（様式4）
- (4) 業務請負委託約款（保護者との契約がわかる書類）の写し
- (5) その他必要書類

2 派遣期間が翌年度にわたる場合、事業者は、各年度毎に交付申請を行うものとする。

(助成金交付の承諾及び不承諾)

第13条 市長は、助成金の交付申請を受けたときは、助成の可否を決定し、事業者に助成金交付承諾通知書（様式5）または助成金交付不承諾通知書（様式6）により通知を行うものとする。

(実績報告)

第14条 事業者は、事業が完了したときは、完了後1か月以内の実績報告書（様式7）及び利用実績明細書（様式8）に必要な書類を添付して市長に報告しなければならない。

(助成金額の確定)

第15条 市長は、実績報告を受けたときは、報告書の書類の審査等により助成金の額を確定し、助成金確定通知書（様式9）により当該事業者に通知するものとする。

なお、派遣期間が翌年度にわたる場合は、各年度毎に助成金を確定し通知するものとする。

(助成金の交付時期)

第16条 助成金は、前条により助成金額が確定した後に交付するものとする。

(助成金交付の変更, 取消等)

第 17 条 助成金交付の変更, 取り消し等については, 次の各号によるものとする。

- (1) 事業者は, 申請内容に変更がある場合や, 事業を中止又は廃止する場合は, 速やかに市長に届け出るとともに, 市長の承認又は取り消しを受けなければならない。
- (2) 事業者は, 事業の遂行が困難となった場合は, 速やかに市長に報告を行い, その指示を受けなければならない。
- (3) 市長は, 事業者がこの要綱に違反する等, 不正な手段により助成金の交付を受け, もしくは受けようとした場合は, 助成金の交付を取り消し, 又は既に交付した助成金の全部もしくはその一部を返還させることができる。

(暴力団の排除)

第 18 条 市長は, 福岡市暴力団排除条例(平成 22 年福岡市条例第 30 号。以下「暴排条例」という。)第 6 条の規定に基づき, 本条に規定する排除措置を講じるものとする。

- 2 市長は, 補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは, この要綱に定める他の規定に関わらず, 補助金を交付しないものとする。
  - (1) 暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員
  - (2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
  - (3) 暴排条例第 6 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 3 市長は, 補助対象事業者が前項各号のいずれかに該当したときは, 補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 4 市長は, 補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため, 当該申請者(法人であるときは, その役員)の氏名(フリガナを付したもの), 生年月日, 性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(補則)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は, こども未来局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は, 平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

- 2 この要綱は, 平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止する。

なお, 終期到来後の継続については, その必要性の検証を踏まえた上で, 終期到来までに判断するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は, 平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

- 2 この要綱は, 平成 33 年 3 月 31 日をもって廃止する。

なお, 終期到来後の継続については, その必要性の検証を踏まえた上で, 終期到来までに判断するものとする。

別表第 1

助成額	派遣費用(1時間当たり)	1,400円
	交通費(1日当たり)	500円
保護者負担額(1時間当たり)		400円